

国際関連情報 Report from IASB

「経営者による説明」—wider corporate reporting を取り巻く状況—

IASB 客員研究員 藤原 ゆき
ふじわら ゆき

はじめに

前回の記事でもご報告したとおり、赴任以来丸1年取り組んできた「財務報告に関する概念フレームワーク」(概念フレームワーク)プロジェクトは、2018年3月に最終文書を公表して完了しました。実際にはそれ以降も種々の国際会議や国際会計基準審議会(IASB)内部で教育目的のセッションを頻繁に行っており、私も引き続きそれらの一部にかかわっています。

一方で、概念フレームワークプロジェクトチームメンバーは皆、それぞれ新しい(あるいは以前から引き続き関与している)プロジェクトを担当することとなり、私は新たにIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」(Management Commentary)を改訂するプロジェクト(MCプロジェクト)チームに合流しました。

そこで本稿では、MCプロジェクトの背景及

び目指している方向性について、主にIASBのアジェンダペーパー¹に基づいて、その概要をご紹介します。なお、本稿における意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをあらかじめお断りします。

wider corporate reporting を取り巻く環境

読者の皆様はwider corporate reportingあるいはbroader corporate reporting、日本語だと「より広い企業報告」といった言葉を聞いたことがおありでしょうか。この言葉は近年急速に注目を集めており、IFRS財団の評議員会による2015-2016年の「体制及び有効性レビュー」においても、IASBがwider corporate reportingにおいて果たすべき役割について検討されました²。

一方で、これはあまりに一般的な言葉であり、様々な異なる文脈で使用されていることが

1 アジェンダペーパー 28A (2017年3月ボード会議) <https://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2017/march/iasb/wider-corporate-reporting/ap28a-wcr.pdf>

アジェンダペーパー 28A (2017年11月ボード会議) <https://www.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2017/november/iasb/wider-corporate-reporting/ap28a-wcr-mcps.pdf>

「マネジメントコメントリーの紹介」<https://www.ifrs.org/-/media/project/management-commentary/supporting-material/introduction-to-the-management-commentary.pdf>

2 <https://www.ifrs.org/-/media/project/2015-trustees-review/feedback-statement/feedback-statement-amendments-to-constitution.pdf> (英語のみ)

あります。たとえば、以下はいずれも wider corporate reporting に含まれる（あるいは含まれうる）ものの例です。

1. Narrative reporting

適切な日本語訳が見つからないのですが、財務諸表の補足・補完情報を提供する、文章タイプの（ただし、多くの場合数値情報も含む）報告です。なじみ深い例でいうと、有価証券報告書の前半部分（第一部 企業情報のうち、第1 企業の概況～第4 提出会社の状況まで）、特にそのうちの第2 事業の状況がこれにあたります。北米でいう Management's Discussion and Analysis (MD&A)、オーストラリアでいう Operating and Financial Review (OFR) 等もこれにあたります。

2. Integrated reporting (統合報告)

国際統合報告評議会 (IIRC) が国際統合報告フレームワーク (<IR> フレームワーク) において「組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、および見通しが、どのように短・中・長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーション」と定義しています。KPMG ジャパンの調査によれば、2017 年は 341 社（前年比+50 社）の企業が統合報告書を発行し、統合報告書発行企業の時価総額が東証一部の 50% 超となったそうです³。

3. コーポレート・ガバナンスに関する報告

日本ではたとえば有価証券報告書の第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況等が該当します。

4. 役員報酬に関する報告

これも日本では、上記 3. と同じく有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等に記載が求められています。

5. サステナビリティに関する報告

たとえば CSR (Corporate Social Responsibility) 報告書、ESG (Environmental, Social and Governance) レポート、環境報告書等がこれにあたります。

さらに、世界中で様々なフレームワーク、基準、法令、ガイダンス等が、これらの報告（の一部）を含む企業報告を対象として開発され続けており、IASB の IFRS 実務記述書第1号もその1つとして数えられます。その中には <IR> フレームワークや GRI (Global Reporting Initiative) が公表した GRI スタンドールのように、世界的にある程度広く受け入れられているものもありますが、ほとんどの場合これらへの準拠は任意であり、財務諸表の作成において IFRS 基準が受け入れられているのと同じ意味で全世界的に受け入れられている基準は存在しません。結果として、wider corporate reporting の分野では多種多様な報告が多種多様な基準・ガイダンス等に基づいて作成されており、著しく比較可能性が低いものとなっているのが現状です。

MC プロジェクトを開始するかの検討にあたり、IASB がまず直面した課題がこれでした。このように多種多様な基準・ガイダンスが林立（あるいは乱立）する中で、IASB が果たする役割はあるのか。あるとすればそれは何なのか。限りある人的リソースを他のプロジェクトではなく MC プロジェクトに振り向けることにより、有意義なアウトプットが可能なのか。現在の状況をさらに混乱させるだけに終わりはしないか。このような点を検討した結果、IASB は、現在の主要テーマである「よりよい企業報告」(Better Communication) の一環として、以下のスコープで MC プロジェクトを開始することしました。

・現行の IFRS 実務記述書第1号をアップデー

3 <https://home.kpmg.com/jp/ja/home/media/press-releases/2018/03/integrated-reporting-survey2017.html>

トし、近年の環境の変化を取り込む。

- 成果物は任意適用文書とする。
- 対象とするのは財務報告に含まれる財務諸表以外の narrative report、すなわち「経営者による説明」⁴とする。「経営者による説明」は財務報告の利用者に有用な財務的・非財務的情報を提供する。

現行のIFRS実務記述書第1号と近年の環境変化

ここで、現行のIFRS実務記述書第1号がどのような文書であるかを簡単にご説明したいと思います。現行のIFRS実務記述書第1号は、2010年に、強制力のない任意適用文書であるIFRS実務記述書の第1号として公表されました⁵。その特徴を一言で表すとすれば、「投資者に有用な「経営者による説明」の内容を、ビジネスの特定の状況に基づいて定義した、原則主義による非強制的なフレームワーク」ということになるかと思えます。具体的な内容（章立て）は以下のとおりです。

IFRS 実務記述書第1号
目的
範囲
経営者による説明の識別
経営者による説明の表示に関するフレームワーク
目的
原則
表示
経営者による説明の要素
事業の内容
目的及び戦略
資源、リスク及び関係
業績及び見通し
業績測定値及び指標
適用日

それでは、この強制力のないIFRS実務記述書第1号は、どの程度の影響を及ぼしてきたのでしょうか。IFRS実務記述書第1号の結論の根拠は、以下のように述べています。

BC13 本実務記述書は、IFRSではなく拘束力がないが、当審議会の考えでは、本記述書は、IFRS財務諸表に付属させるための経営者による説明を表示するすべての企業間の比較可能性を高め、それにより利用者にとっての財務報告の有用性を改善するものとなる。

BC14…実務記述書が存在すれば、各法域が実務記述書を当該法域自身のもので採用することが促進されるかもしれない。

MCプロジェクトを開始するかの検討にあたりスタッフが調査を行った結果、明示的にIFRS実務記述書第1号を採用していると記述している企業は、たった3社しか発見することができませんでした（HSBC Holdings、SAP、KazTransOil）。

しかしながら、この事実をもってIFRS実務記述書第1号は影響力のないものであったと判断するのは早計です。

たとえば、多くの学術文献が、企業の「経営者による説明」を評価する際のベンチマークとしてIFRS実務記述書第1号に言及しています。

さらに注目すべきなのは、IFRS実務記述書第1号が他のフレームワークや法令等に及ぼしている影響であり、IFRS実務記述書第1号の内容を考慮したことを明示的に記述しているこれらのフレームワークや法令等の中には、〈IR〉フレームワーク、グループ経営報告に関するドイツ会計基準（GAS）第20号、戦略（strategic）レポートに関するイギリス財務報告評議会（FRC）のガイダンス等が含まれて

4 以下本稿において、「経営者による説明」という語は財務報告に含まれる narrative report を指して使います。
5 当初は実務記述書番号はありませんでしたが、2017年9月にIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」が公表されたことに伴い、IFRS実務記述書「第1号」となりました。

います。したがって、これらのフレームワークや法令等は、IFRS 実務記述書第1号を基に、新たな知見や実務での発展を取り入れて開発されていったものだとすることができます。

このような新たなフレームワークや法令等の開発は、IFRS 実務記述書第1号公表後の環境変化の1つだといえますが、他にも留意しておくべき以下のような環境変化があります。

- ビジネスモデルに関する開示における企業間の不整合の増大
- 企業の短期的戦略への傾斜と、当該傾向に対する投資家の懸念の増大
- 非財務情報（たとえば無形のビジネス資源やステークホルダーとの関係等）の重要性の増大と、当該情報の開示の困難性

IASB は、このような環境変化に対応してIFRS 実務記述書第1号をアップデートすることは有意義だと考えています。では、具体的にどのような方向性を考えているのか、という点について次項でご説明します。

プロジェクトの方向性

MC プロジェクトはまさにスタートしたところであり、内容に関する実質的な審議はまだ開始されていません。したがって、これからご説明する内容はあくまでも現時点でのスタッフのアイデアであり、今後の審議次第で変更される可能性も大いにある点をご理解いただくと幸いです。

まずご留意いただきたいのは、「投資者に有用な「経営者による説明」の内容を、ビジネスの特定の状況に基づいて定義した、原則主義による非強制的なフレームワーク」という現行のIFRS 実務記述書第1号の特徴は、引き続き保持されるということです。IASB は MC プロジェクトの成果物として何らかの強制適用文書

を公表することは予定していませんし、たとえば産業ごとの詳細な記載例の提供なども予定していません。

これを前提としたアップデートの主要な方向性としては、「企業の中長期にわたる価値創造への戦略 (strategy)、それを実現していく上での進捗状況 (progress)、財務諸表には現れていない将来の経営成績への潜在的影響 (potential impact)」に関する洞察を取り込むことが考えられています。そして、その際に焦点となるであろう「経営者による説明」の項目としては、現時点で以下の4点が想定されています。

- ビジネスモデル、リスク、戦略、ビジネス環境
 - 企業のビジネスにおけるポジションについての質的・量的情報
 - 企業の将来の成長に影響を与える要素についての質的・量的情報
- 当年度の財務分析
 - 当年度の経営成績と財政状態に関する説明
 - 追加的・non-GAAP measures による財務分析
- 非財務情報
 - ビジネスの進捗状況や将来の経営成績への洞察を与えるプレ財務情報と説明
 - 価値創造のキーとなる資源とステークホルダーとの関係性
- 将来予測情報
 - 将来見込み及び財務・非財務情報の目標値に関する説明（企業の「経営者による説明」に含まれている場合）

また、アップデートにおけるキーとなる原則または概念として、現時点で以下の5点があげられています。

- 価値創造の観点からの長期的視点の強調
- ビジネスモデルと戦略への焦点
- 主要な情報の統合とリンク付け

- 長期的視点を支える主要な資源と無形資産
- 開示すべき情報を決定する重要性

今後の予定

MC プロジェクトはまだ開始したばかりであり、ようやく2018年7月に諮問グループ（consultative group）の組成が完了したところです。今後の予定としては、2018年10月以降に諮問グループ及びボードでの審議を開始し、2020年前半に公開草案を公表することを目標としています。審議の経過等はまたお伝えできればと思っていますので、引き続きよろしくお願いたします。